

「登録講習機関の講習について国土交通大臣が定める時間等」を制定する告示案概要

1. 趣旨

第 169 回国会において、エネルギーの使用の合理化に関する法律（平成 54 年法律第 49 号）の一部が改正され、登録建築物調査機関等が制度化され、一級建築士等で登録建築物調査機関は登録講習機関が行う講習の過程を修了したもののうちから、調査員を選任することとされている。

このため、登録講習機関が行う建築物調査講習の講習時間等について、所要の事項を定めることとする。

2. 概要

(1) 講習科目ごとの講習時間

講習科目（以下「科目」という。）ごとの講習時間は、次の表の通りとする。

科 目	時 間
エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する科目	1 時間
建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に関する科目	3 時間
建築物調査の項目及び方法に関する科目	3 時間

(2) 講習に用いる教材の内容

科目ごとに用いる教材の内容は、次の表の通りとする。

科 目	事 項
エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する科目	エネルギーの使用の合理化に関する法律の概要の解説
建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に関する科目	建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針の解説
建築物調査の項目及び方法に関する科目	建築物調査の項目及び方法の解説

3. 施行期日

平成 2 1 年 4 月 1 日